

広島県告示第八百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十四年十二月十三日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道熊野瀬戸線	福山市瀬戸町大字地頭分二〇〇六番一地从先から 福山市瀬戸町大字地頭分二〇二六番一地从先まで 福山市瀬戸町大字地頭分一七九一番一地从先から 福山市瀬戸町大字地頭分一四〇〇番一地从先まで	平成二十四年十一月二十九日